

令和8年度 嘉島町予防接種実施計画

※赤字が前年度との変更点になります。

【実施場所】 嘉島町内委託医療機関及び熊本県内広域化参加医療機関

分類	対象疾病	対象年齢	回数	実施期間
定期A類 (子ども・成人)	ロタウイルス	1価(ロタリックス)：生後6～24週の者	2回	通年
		5価(ロタテック)：生後6～32週の者	3回	
	B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	3回	
	Hib感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	1～4回 (※1)	
	小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	1～4回 (※1)	
	5種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib)	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	4回	
	BCG	1歳に至るまでの間にある者	1回	
	水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	2回	
	麻疹風しん	1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 特例措置：(※2)参照	1回	
		2期：5歳以上7歳未満で小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 特例措置：(※2)参照	1回	
		5期：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しん抗体の抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者(令和7年度以降に抗体検査を実施した者は対象外)	1回	
	日本脳炎	1期初回：生後6月から90月に至るまでの間にある者 1期追加：生後6月から90月に至るまでの間にある者 2期：9歳以上13歳未満の者 特例措置：平成7年4月2日生まれから平成19年4月1日までの間に生まれた者で、20歳未満にある者。(第1期、第2期の接種が行われていない者)	4回	
	二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳以上13歳未満の者	1回	
子宮頸がん(9価)	小学校6年生から高校1年生相当の女子			
RSウイルス(妊婦)	妊娠28週から37週に至るまでの者	1回	通年	
定期B類 (高齢者)	高齢者の肺炎球菌感染症 (※3)	●65歳の者 ●60歳以上65歳未満の者で、厚生労働省令で定める者 ※当該予防接種を受けたことがない者に限る	1回	通年
	高齢者のインフルエンザ (標準量)(※3)	●65歳以上の者 ●60歳以上65歳未満の者で、厚生労働省令で定める者	1回	10～12月
	高齢者のインフルエンザ (高用量)(※3)	●75歳以上の者 ※変更になる場合があります。	1回	10～12月
	新型コロナウイルス感染症 (※3)	●65歳以上の者 ●60歳以上65歳未満の者で、厚生労働省令で定める者	1回	10～翌年3月
	带状疱疹(生ワクチン) (※3)	●令和8年度中に65歳になる者 ●60歳以上65歳未満の者で、厚生労働省令で定める者	1回	通年
	带状疱疹(不活化ワクチン) (※3)	●令和8年度中に70、75、80、85、90、95、100になる者(5年間の経過措置)	2回	
任意	インフルエンザ	生後6か月以上13歳未満の者または13歳以上の者で医師が医学的な理由により2回接種を必要と判断する者	2回	10～12月
		(鼻腔内噴霧) 2歳以上19歳未満の者	1回	
		13歳以上64歳以下の者 ※60～64歳の者で身体障害者手帳1級相当に該当する者を除く。	1回	

- ※1 初回接種開始時期によって接種回数が変わります。
- ※2 1期：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれであって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者。
2期：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれであってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者。
- ※3 被接種者自己負担額（医療機関窓口徴収額）について
 - ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の被接種者自己負担額（窓口徴収額）は4,500円/人となります。
 - ・高齢者のインフルエンザ予防接種（標準量）の被接種者自己負担額（窓口徴収額）は2,000円/人となります。
 - ・高齢者のインフルエンザ予防接種（高用量）の被接種者自己負担額（窓口徴収額）は調整中です。決まり次第お知らせします。
 - ・新型コロナウイルス感染症予防接種の被接種者自己負担額（窓口徴収額）6,500円/人となります。
 - ・带状疱疹予防接種の被接種者自己負担額（窓口徴収額）は生ワクチン3,500円/人、不活化ワクチン9,000円/人・回となります。
 - ・生活保護世帯については被接種者自己負担額（窓口徴収額）は0円/人となります。